職種：検査　　職務：検査

【概要】

　　製品が要求事項を満たしているかを試験・検査した結果を判別する仕事。

【仕事の内容】

各鋳造製品の外径、内径、長さなどの寸法をゲージの作成などによって検査し、また鋳巣などの検査を行うことで、鋳造製品ごとの要求仕様に適合しているかどうかを判定する作業である。鋳造加工により、外形の変化や内質の変化も起こっており、適正な検査を行うことが重要である。「外観検査（目視検査）」「寸法検査」は鋳造製品の外観・寸法等の品質に関する検査である。「非破壊検査」は、鋳造製品の目に見えない傷を調べるための検査である。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して、経験や公的資格は特に必要とされないが、経験者採用の際は、当該業務における専門知識やスキル、資格等が問われることが多い。
2. 技能検定の資格（特級、１級、２級）を取得することで技能が社内で認められて地位が向上することが多い。転職時にも、資格保有者は有利である。
3. 顕微鏡などを用いて検査や調整を行う作業に従事する場合には、視力の良いことが要求される。精密な装置を扱うため、操作時の注意力と正確性が特に必要である。
4. 各種検査データをもとに関係部門と協議する必要もあることから、交渉能力や調整能力などコミュニケーションスキルや対人関係スキルも必要とされる。

【関連する資格・検定等】

* 技能検定〔厚生労働省　職業能力開発促進法〕

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業・鋳鋼鋳物鋳造作業・軽合金鋳物鋳造作業・銅合金鋳物鋳造作業）（特級・１級・２級）

機械検査（特級）

機械検査（機械検査作業）（１級・２級・３級）

* 労働安全衛生資格（作業主任者、免許等）、消防法の危険物取扱資格
* 特別教育を必要とする危険有害業務（労働安全衛生法59条3項、労働安全衛生規則36条）
* 一般社団法人日本鋳造協会認定　鋳造カレッジ（鋳造技士）

・非破壊検査技術者（１種・２種・３種）

・エックス線作業主任者

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

　５２１　製銑工、製鋼工

　５２３　鋳物製造工

６１１　金属材料検査工

　６１２　金属加工・溶接検査工　など